

パートナーシップ宣誓制度の府外自治体間連携を開始します － 転出入時の宣誓手続き簡素化を京都府・兵庫県に拡大 －

堺市では、パートナーシップ宣誓制度の連携を京都府域及び兵庫县域に拡大することとなりましたので、以下のとおりお知らせします。

本市では、すべての人がありのままに自分らしく暮らせる社会をめざす取組として、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的少数者の方に対して、市が宣誓書受領証を交付する「堺市パートナーシップ宣誓制度」を平成31年4月から実施しています。

また、令和4年9月からは大阪府内で同様の制度を実施している自治体と連携し、宣誓書受領証の交付を受けた方の転出入に伴うパートナーシップ宣誓の手続きを簡素化[※]し、制度利用者の負担軽減と利便性の向上を図ってきました。

このたびの連携により大阪府域だけではなく、京都府域及び兵庫县域においても宣誓の手続きが簡素化されることとなります。

※転出した自治体への宣誓書受領証の返還手続きと、転入した自治体でパートナーシップの継続申告をする際に独身証明書の提出を不要とするもの。

1 運用開始日

令和6年4月1日（月）

※開始日以降に連携自治体間で住所異動をした場合に適用を受けることができます。

2 連携自治体

31 自治体

【大阪府】

大阪府、大阪市、堺市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市

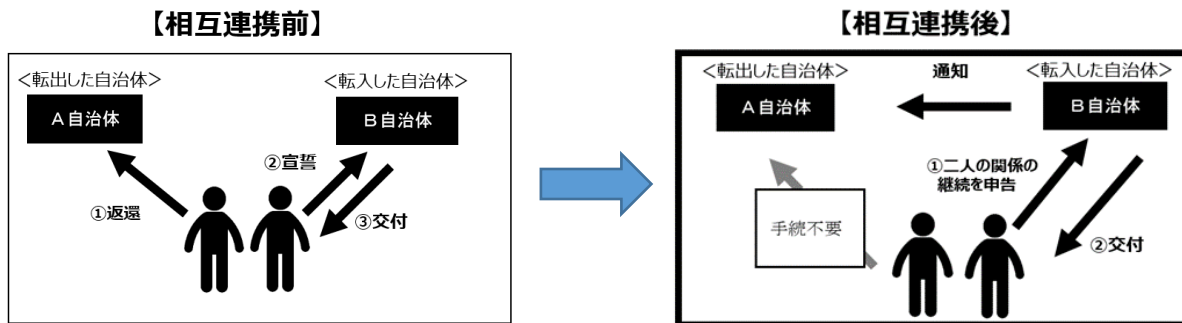
【京都府】

京都市、福知山市、綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、大山崎町

【兵庫県】

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、淡路市、猪名川町

3 連携イメージ



①A 自治体の宣誓書受領証を返還

②B 自治体に改めて宣誓

独身証明書含む必要書類を提出

③B 自治体から宣誓書受領証を交付

①B 自治体へ二人の関係の継続を申告（申告書）

A 自治体の宣誓書受領証を含む必要書類を提出
（独身証明書の提出は不要、郵送可）

②B 自治体から宣誓書受領証を交付

問い合わせ先	<p>担 当 課：市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課</p> <p>電 話：072-228-7159</p> <p>ファックス：072-228-8070</p>
--------	--